

(不当利得〔過払金〕返還)

請求の趣旨【前記記載のとおり】

- 1 被告は、原告 に対して、次の金額を支払え。
- (1) 金 339,646 円
- (2) (1)の金額【のうち金 313,577円】に対する【令和元年10月1日
本訴状送達の日翌日】から支払済みまで年 ● パーセントの割合による金員
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決【及び仮執行宣言】を求める。

請求の原因（紛争の要点）

1 原告 は、被告【契約時商号 ニコニコ金融株式会社】との間の【平成27年3月1日付】金銭消費貸借契約に基づき、借入と弁済を繰り返し行ってきたが、これを利息制限法に基づいて引直充当計算をすると、令和元年9月30日現在、別紙計算書のとおり、339,646 円の過払金（内訳：過払元金 313,577円、過払利息 26,069 円）が発生する。

【なお、被告は、貸金業者であり、利息制限法を超える金利で貸付をしていることを知りながら返済を受けていた悪意の受益者であるので、上記過払元金に利息を付して請求するものである。】

2 よって、原告 は、被告に対し、【悪意の受益者に対する利息 26,069 円を加えた】過払金 339,646 円【及び過払元金に対する遅延損害金】の支払を求める。